

議案説明書

都市建設部 建築指導課

提出議会：令和3年第4回定例会

1 案件名

議案第57号 佐野市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の改正について

2 概要

駅南公園西地区地区計画を新たに都市計画決定することに伴い、当該区域内における建築物に関する制限を定めるための改正

3 理由、趣旨、目的等

駅南公園西地区は、JR・東武佐野駅の南東約300mに位置する商業地であり、土地区画整理事業により、道路及び宅地が計画的に整備される地区である。

商業・業務施設と住宅の調和のとれた市街地の形成を図るため、建築基準法第68条の2第1項の規定に基づき、本条例に当該区域を加え、建築物に関する制限を定める。

なお、当該地区計画については、本条例の施行に合わせて都市計画決定の告示を予定している。

【主な改正点】

①駅南公園西地区地区整備計画区域を適用区域に追加（別表第1）

②駅南公園西地区地区整備計画区域内における建築物に関する制限の追加（別表第2）

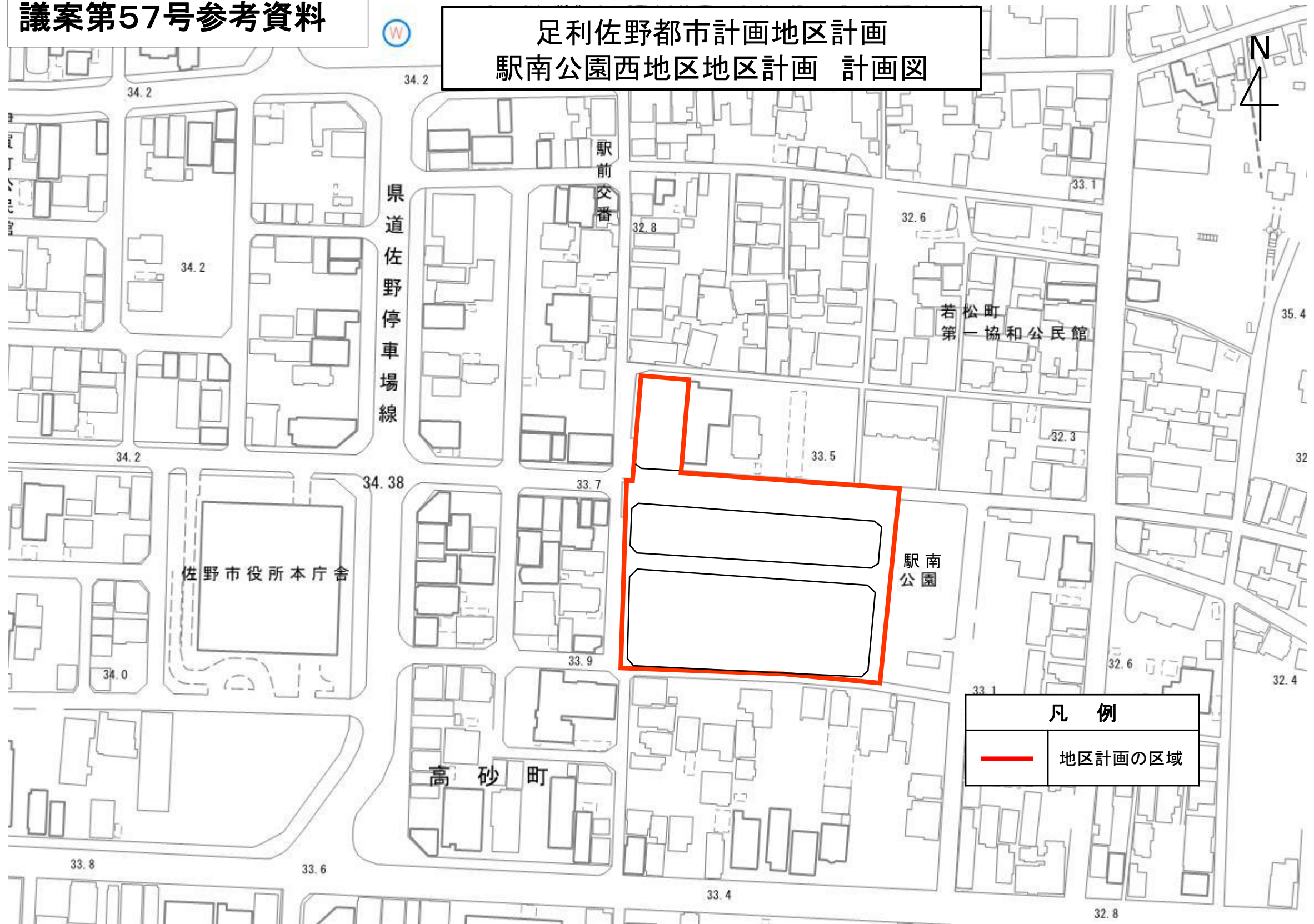
- ・建築物の用途の制限（15㎡を超える畜舎、倉庫業を営む倉庫、単独車庫、自動車修理工場は建築不可）
- ・建築物の敷地面積の最低限度の設定（100㎡以上の敷地面積が必要）
- ・建築物の壁面の位置の制限（建築物の外壁又は柱の面から地区施設である幅員1.2m（市道佐野57号線）の道路境界線までの距離は0.5m以上必要）

4 その他の事項

- ・施行日 公布の日
- ・参考資料添付



足利佐野都市計画地区計画
駅南公園西地区地区計画 計画図



| 凡 例 | |
|-----|---------|
| | 地区計画の区域 |